

災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する計画（案）  
に関する意見募集の結果について

令和 7 年 3 月 18 日  
内閣官房船舶活用医療推進室  
船舶活用医療推進本部事務局

災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する計画（案）につきまして、ご意見を募集しましたところ、計 6 件のご意見をいただきました。

適宜要約の上、いただいた御意見及び御意見に対する考え方を以下のとおりまとめましたので公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>・「感染症対応に当たり病院船のほうが陸上の医療機関よりも優れているという点は見いだせず」と報告されている中、感染症の発生又はまん延時を船舶活用医療の射程として法に規定するのは不適切ではないか。</p> <p>・災害時においても、船舶で医療提供を行うことには、空気感染対策や衛生維持等に課題があると考えられる。車やヘリ等を含めた様々な輸送手段のひとつとして活用するのであれば、可能性はあるかも知れないが、船を病院として成立させる事には疑問がある。</p>	<p>・感染症の発生又はまん延時における船舶の活用については、過去の活用例やこれまでの議論の経緯及び結果も踏まえつつ、慎重に検討を進めてまいります。</p> <p>・災害時における船舶活用医療の役割については、陸上の医療機能の補完と位置付けているほか、陸上の救護所や空路・陸路等の搬送手段等、様々な医療提供のアプローチと十分に連携を行い、一体となって、災害時に必要な医療を提供することが重要であると考えており、船舶であらゆる医療機能を完結させることを想定しているものではないと考えています。いただいたご指摘・課題については、今後の施策の参考にさせていただきます。</p>
2	<p>船舶内に簡易検査室を設置し、臨床検査技師を適時配置できるようにする記載（特に以下の要素）の追記を提案する。</p> <p>1. 救護船および脱出船に簡易検査室を設置可能とし、下肢静脈の超音波検査、血液検査</p>	<p>今後の施策の参考にさせていただきます。</p>

	<p>や感染症スクリーニング等を迅速に行える設備を整備する。</p> <p>2.簡易検査室の機器・試薬の管理や検査業務を円滑に実施するため、臨床検査技師を災害時・平時間わず適切に配置できる仕組みを構築する。</p> <p>3.訓練や実証実験を通じて、簡易検査室と臨床検査技師の協働による運用ノウハウを蓄積する仕組みを整える。</p>	
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画の名称について、わかりやすく端的なものとするべき。</li> <li>・海上保安庁や自衛隊が新たに建造する船舶について、「医療の提供の用に主として供するための船舶」として、保有・活用する旨を記載するべき。</li> <li>・「船舶を保有するために必要な環境を整え、国等が当該船舶を保有することとする」との記載について、保有の期限や費用等の条件を記載するべき。</li> <li>・米国では、COVID-19 発生時に、病院船を使用した実績が存在する。「今後、感染症対応における船舶の活用の在り方や可能性等について・・・慎重に進める必要がある」との記載について、「活用する」旨を明確にした記載に改めるべき。</li> <li>・「都道府県等が定める地域防災計画や医療計画においても・・・必要な検討を加えることが有効である。このため、政府としては・・・必要な助言等を行うものとする」との記載について、全都道府県の計画に記載</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画の名称については、災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律（令和3年法律第79号）に規定された名称を使用しております。</li> <li>・ご意見として承ります。</li> <li>・民間の既存船舶による災害時における医療提供の実績を重ねること等が必要であり、明確な条件を記載することは困難であると考えております。</li> <li>・過去の政府の報告書において、「感染症対応に当たり病院船のほうが陸上の医療機関よりも優れているという点は見いだせず、陸上の医療機関等において優先的に感染症を対応することが基本ではないかという意見が大勢」である旨が記載されていること等を踏まえ、慎重に検討を進めることが適切であると考えております。</li> <li>・今後、国として、必要な助言や働きかけを行ってまいります。</li> </ul>

	<p>する等の目標を設定し、助言や働きかけを行おうと記載するべき。</p>	
4	<p>脱出船について、介護福祉施設等の入所者が一定の医療を受けて脱出するケースもあると考えられる。その場合、全ての脱出者が他地域の医療機関に搬送すると、その地域の医療がひっ迫することが懸念される。脱出船の定義について、「船舶において、必要な医療を提供しながら、被災地の傷病者を被災地外の医療機関『等』に搬送する用途」と修正してはどうか。</p>	<p>脱出船や救護船については、あくまで、災害時において医療を提供する船舶の具体的な用途の基本形であり、被災地のニーズに応じて、柔軟に様々な活用の仕方に対応することが重要であると考えております。被災地の介護福祉施設等の入所者を被災地外の介護福祉施設等に搬送するといった船舶の使用方法について、排除しているものではありません。</p>
5	<p>脱出船と救護船の考え方について、基本的に接岸した上で活動を行うとの記載内容となっているが、接岸が困難な場合、洋上停泊による活動等は検討しなくても良いか。</p>	<p>脱出船や救護船については、あくまで、災害時において医療を提供する船舶の具体的な用途の基本形であり、被災地のニーズに応じて、柔軟に様々な活用の仕方に対応することが重要であると考えております。なお、傷病者の安全を確保する観点から、船舶を港に接岸させた状態で傷病者を乗船させることが望ましいと考えております。</p>
6	<p>運用体制の具体化と船舶職員の専門的研修の実施が不可欠である。</p> <p>運用体制について、以下の点を計画に追加することを提案する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害発生時における船舶の出動要請から配備までの具体的な指揮命令系統の確立</li> <li>2. 自衛隊、海上保安庁、地方自治体、民間船舶等の関係機関の役割分担の明確化</li> <li>3. 医療機関と船舶間の情報共有システムの構築</li> <li>4. 各機関の代表者による定期的な協議会の設置</li> </ol> <p>船舶職員の研修体制について、以下の点を計画に追加することを提案する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 医療活動時における船体安定化のための特殊操船技術の習得</li> <li>2. 船舶職員向けの基礎医療知識研修プログラムの実施</li> </ol>	<p>船舶を活用した医療提供を実施する上での手順やルールを定めた活動要領を策定する点、大規模災害時における実際の活動を想定した訓練を重ねる点等について、計画において記載しております。</p> <p>今後、これらの施策を具体的に実施していく過程において、いただいたご意見を参考にさせていただきます。</p>

	<p>実船訓練を含めた実践的なものとし、定期的な再訓練も含めて体系化することが重要であり、研修修了者の認定制度等の仕組みも必要。</p>	
--	--	--